

平成25年3月第18回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成25年3月6日第18回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（16名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 鈴木洋子 | 2 番 高野孝一 |
| 3 番 熊田芳子 | 4 番 小野一雄 |
| 5 番 佐藤正司 | 6 番 安藤美重子 |
| 7 番 百井いと子 | 8 番 鈴木高行 |
| 9 番 鈴木邦昭 | 11番 四宮規彦 |
| 12番 高野進 | 13番 熊澤勇 |
| 14番 佐藤アヤ | 16番 鞠子幸則 |
| 17番 佐藤實 | 18番 安細隆之 |

○ 不応招議員（1名）

- 10番 渡邊健一

○ 出席議員（16名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤仁志	企画財政課長	佐藤浄
企画財政課 復興管理 専門官	山中松樹	用地対策課長	佐々木人見
税務課長	佐藤邦彦	町民生活課長	鈴木邦彦
福祉課長	阿部清茂	被災者支援課長	齋藤幸夫
健康推進課長	佐々木利久	農林水産課長 農業委員会 事務局長	東常太郎
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課長	酒井庄市 高橋伸幸	都市建設課長 上下水道課長	日下初夫 作間行雄
会計管理者 兼会計課長	齋藤良一	教育課長	岩城敏夫
学務課長	遠藤敏夫	生涯学習課長	鈴木久子
代表監査委員	齋藤功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	参事	牛坂昌浩
書記	櫻井直規	兼庶務班長	

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前 9時59分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、10番 渡邊健一議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、16番 鞠子幸則議員、17番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

6番。安藤美重子議員、登壇。

〔6番 安藤 美重子 君 登壇〕

6番（安藤美重子君） 6番 安藤美重子です。私は、今回、健康増進に里山を活用してはどうかということと、公共事業における工事車両の安全対策と周辺住民に対する配慮についてという2問について質問をさせていただきます。

まず、1番目の健康増進に里山を活用してはどうかという質問でありますけれども、今、健康のために山歩きをしている方が多くなってきています。四季の森とか三門山、黒森山、四方山など我が互理町は里山に恵まれております。町民の皆さんの健康増進や、また観光なども含めて里山を整備していつてはどうかと常日ごろから考えております。

平地から見る里山もとてもすばらしいですし、悠里館の5階から見る景色も大変美しいものがあります。また、里山から互理平野、太平洋もすばらしい景色です。互理中学校の校歌に、「紫匂う阿武隈の 峰ほがらかに 明けそめて」という文言がありますが、私もとても好きな歌詞です。せっかくこういう里山があるのですから、活用しない手はないんじゃないかと思えます。四方山から見る景色は、ほかの町の方々にも自慢しておもてなし、お土産にできる光景ではないかと思えます。そして、また上大畑地区から登る四方山への登り口もあります。

そんなことから、(1)ですけれども、案内板の設置や道路整備を行い、この里山にハイキングコースなどを設けてはどうでしょうかという質問です。お考えを伺わせてください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

肥満や生活習慣病の予防など健康増進のためには、ウォーキングなどの運動をすることが最も重要であると考えております。そのため、町では運動サポーターを要請し、そのの方々によるノルディックウォーキングやダンベル体操などの指導をしていただきながら、町民の健康づくりに寄与しておるところでございます。

さて、ご質問の四季の森、三門山、黒森山、四方山の4カ所の山については、中高年層においてハイキングやトレッキングなど、健康増進や四季折々の景観を楽しむ方が多くなっていることも私も十分承知しております。震災後においては、貴重な観光資源としても捉えており、かつて里山は地域住民が薪あるいはキノコとり、散策など生活に密着し維持管理してきましたが、残念ながら近年では生活とのかわりが薄れ、その結果として荒廃山林がふえてきておる現況であります。

そこで、第4次総合発展計画の後期基本計画に策定しておりますとおり、散策道路の整備等については間伐事業等を行いながら推進してまいりたいと考えておりますが、簡易な草刈りや枝払い等については地域協働のまちづくりの一環の中で、地

域住民や支援団体等にお願いしながら、四季を通じてトレッキングなど自然を楽しめる環境づくりについて、これから検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 今、町長の回答の中に、まちづくり協議会などの力を借りてという言葉がありました。実は、私もそのことを考えておったところです。まちづくり協議会は、今いろんなイベントに挑戦しておりまして、人々のコミュニケーションを図ろうとしているところです。その一環として、健康のための山歩きを行う事業であるとか新緑を楽しむ、紅葉を楽しむというイベントを設けて人々の参加を募り、コミュニケーションを図っていったら、なおいいのかなと思いました。

それと、あわせて周辺の見守り、それから見回り、見守りも含めてそのイベントのときに皆さんと一緒にちょっと整備をしたり、ここが壊れているとかこういうところをもう少し直していったらいいんじゃないかとかというようなことも、ご意見をちょうだいしながら進めていけばとてもいいのではないかなというふうに考えておりますので、そのことについて少しですけれども経済的な援助とかというようなことなんかはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、先ほど安藤議員さんからいわれたとおり、この阿武隈高地そのものは本当に景観がよろしい。そして、特に四方山から見た亙理・山元町、そして角田周辺の四方八方に本当に景観がよろしいということ。特に、西側のあの阿武隈川が蛇行している景観が最もいいとか、そして悠里館等々のまちづくりがいいということで考えております。

これらについては、やはり町だけでなく地域の方々のご支援もいただきながら進めてまいると。その中での財政的な支援、補助金とか助成金というお考え方のようでございますけれども、これらについても検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 大きな補助金とかということは望まないにしても、住民の方々が自分たちも楽しみながら、そして誰かのためになるというようなことであればいいんじゃないかなと思っておりますので、これからもぜひ前向きに検討していただきたいと

思います。

2番目に入ります。

町外からの受け入れも視野に入れて、駐車場を整備してはどうかということなんですけれども、四方山の上大畑からの入り口であるとか、四季の森なんかについてはなかなかそういう広い広場也没有ないので、あそこまで車で行くとか、もしくはちょっと先も見通して、例えば観光なんかのときに利用するにしても、少し広い駐車場があればいいのではないかなというふうに考えますけれども、町としては今後どのようにお考えなのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ハイキングコースとして野山等を散策するのであれば、公共施設の広場、例えば公民館あるいは公会堂の広場をお借りして利用することも考えられますが、トレッキングとなれば、やはり直接山に入るようになりますので、駐車場の設置については難しいと思われれます。

町といたしましては、やはり里山と山だけを散策してもらうだけでなく、町の景勝地、すなわち大雄寺とか悠里館あるいは称名寺等を含めた観光コースとしても考えることから、駐車場の整備については今後利用者の状況を把握し、整備の必要性を検討してまいりたいと思っています。

現在のところ、四方山については約10台ほど、そして四季の森については5台ぐらいの駐車スペースがあるわけでございますけれども、そのほかの三門山と黒森山については今後の課題ということで検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） ただいまの町長の答弁の中に、亘理町の観光……。 （「コース」の声あり）ということもお話しの中にあつたんですけれども、実はそれも私ちょっと考えておまして、西側のところにはとても昔からの、大雄寺であつたり称名寺であつたりいろんな名所旧跡が残っております。そういうものと組み合わせての観光資源、スポーツとか健康増進をしながらの観光も、というようなことも1つとして挙げられるのではないかなというふうに思っております。

また、先ほど町長のほうからノルディックウォーキングなんかということで話がありましたけれども、蔵王町であつたり川崎町、青根温泉あたりですね。それか

ら、秋保温泉なんかでもノルディックウォーキングのコースを設定して、そこにお客様を呼んで、お昼を食べて、温泉に浸かって、お帰りの時にはお土産を買っていただくというようなこともやっておられるようです。そういうことで、わたり温泉鳥の海もいずれ再開するわけですから、そこのタイアップも考えて、少しでも亶理町の歴史を知っていただくこと、それから観光に来ていただいて、亶理町がこれからも復興していつている姿を全国に発信していける一助となればいいのかなというふうに考えております。

今回は、観光というよりは健康増進、体力増強ということについて考えているわけですがけれども、なかなか四季の森も整備されてから大分なりますけれども、今現在ですとそんなに多く車がとめられないので、とめる場合はちょっと無断駐車みたいな形に、ほかの車にご迷惑は余りかかるような状況ではないんですけれども、若干そんなに多くとめられないので、何とかその辺のことも含めて考えていただきたいと思います。

3番目に入りますけれども、特に四季の森の登り口あたり、駐車場も考えていただきたいということで今お話しはしたんですけれども、できればトイレなんかも1つあればいいんじゃないかなと。登り口の時に用を足すこともできます、おりてきたときもということもありますし、四方山なんかですと上のほうにちゃんとしたトイレはありますので、一番は四季の森あたりの環境整備ということでは駐車場であったりトイレというのも必要じゃないかなと思いますので、町のお考えを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 第2点目の観光コース、先ほどは4つの山についてのお話しでございますけれども、やはり将来的には鳥の海を核とした観光コースということで、以前にはご案内のとおり荒浜の鳥の海を起点にいたしまして、荒浜から角田橋までの堤防、阿武隈川の堤防沿いをサイクリングロードということで整備をさせていただき、それに基づきまして年1回町民の方々はもちろんのこと、全国から歩け歩け運動も展開されたわけでございます。

さらには、やはり逢隈地区の大森山も観光として十分成り立つのではなかろうかと。それらを含めた観光コースということで、今後の震災の整備が終わった後という形になろうかと思っておりますけれども、その辺についてご回答申し上げたいと思います。

そういう中で、トイレの設置についてでございますけれども、ご案内のとおり四方山そのものについては、あの山のでっぺんが角田市と山元町と亘理町の頂点にあるわけでございます。そういう中で、あの四方山についてはトイレが設置されておりますけれども、ほかの3カ所については、三門山・四季の森・黒森山についてはまだ設置していないということでございますけれども、ご案内のとおり震災前にはまちづくりの企画提案事業ということで、この亘理を桃源郷ということでの、創生事業ということでのご提案があったわけでございます。これらについても、現在企画調整会議の中で検討を加えており、この利用度によりましての数の問題等によりまして、やはりトイレ等の設置についてどのような考え方を持つか、今後の企画調整会議の中で取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） ただいま町長は、ある程度の復興事業が終わった後でというお話があったんですけれども、今浜辺のほうはなかなかそういうふうな復興の事業だけになっているので、できれば今の時期にちょっと里山のほうの整備を手がけていただければありがたいかなというふうに思うんです。特に、私は、6号線よりも西側の数少ないその里山周辺に住んでいる者としては、里山の環境整備もぜひ進めていただきたいと思うものですから、もう一度お考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの震災後と言ったのは、荒浜鳥の海からの堤防からの歩け歩け運動、サイクリングロードそのものについての取り組みということでございますけれども、先ほどの4つの山についてはこれから、震災後でなく、今後ともこの企画提案型がございますので、亘理の桃源郷という提案がございましたので、それらの事業を含めて検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 今、仮設住宅でも「みんなで歩ぐべ！」とか盛んに歩け歩け、少しでも歩いて、足腰を丈夫にして、元気で長生きをしたいいただきたいという形で皆さん頑張っておりますので、どうか里山のほうのそういう環境づくりもぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。公共事業における工事車両の安全対策と周辺住民に対する配慮についてです。

災害公営住宅の整備、それから防災集団移転促進事業、それから学校の建設、イチゴハウスの建設とかいろいろな公共事業がこれからますます多くなってまいります。その交通安全対策であるとかその他諸問題について伺います。

震災からの復旧・復興が第一と、最優先と考えますけれども、長い時間がかかることが予想されることから、この交通車両が多いというようなこととか、道路が汚れて地域住民に少し迷惑をかけていることとか、いろいろなことで地域住民の方々の理解と協力がなくてはならない、今後この工事を進めていく上では、地域住民の方々の理解と協力がなくてはならないと考えております。

瓦れき処理とかいちご団地造成、農地の除塩作業などの車両は、主に県道とかそれから比較的民家の少ないような場所、そういう道路を通っておりましたけれども、これから始まる公営住宅であったり集団移転事業の造成や建築は、民家の多い場所に重点的にそういうところが工事場所となるわけです。今まで何もなかった田畑を造成するわけですから、また道路も整備していないところにこれから作業が入っていくということなんですけれども、(1)の工事周辺地の方々に事前説明を行うのかということなんですけれども、つまり先ほども述べたとおり民家もあります。そうしますと、土砂を運ぶ作業における車両の運行が多くなったり、それからほこりが出てまったり、また雨の場合の泥はねなどが当然予想されるわけです。そういうことも含めて、これから起こるであろういろいろな諸問題について、町としてはどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 町では、平成24年度を復興元年と位置づけ、スピード感を持って各復興事業に取り組むため、復興交付金等で認められた事業について調査設計等を行ってまいりましたので、今後はさらに復興事業に係る工事が多くなってくるものと思っております。

工事を行うに当たっては、工事周辺地域に対する安全対策をしっかりと確保しながら事業を行うことが必要であるとともに、地域の住民の方々の事業に対するご理解とご協力が必要であると考えております。

そのため、災害公営住宅の整備に当たっては、現在荒浜地区の災害公営集合住宅がおかげさまで造成事業が終わりまして、3月から工事に着手する予定となっております、その際におきましても周辺の住民の方々に対しまして建設業者から工事に関し

て事前説明を行い、ほかの地区に整備する災害公営住宅に関しても同様の手続きを行ってまいりたいと思っております。

また、防災集団移転促進事業による移転先団地の造成につきましても、各団地の開発許可をいただき次第、順次工事を行っていくこととしており、災害公営住宅整備と同様に、工事を行う際には工事周辺の住民に対しましても工事業者等により工事の概要等を地域の方々に説明を行い、工事のご理解をいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） かつて公共ゾーンの造成の時には、あそこを通る道路の周辺の方々に対して住宅に影響を及ぼさないかどうかということで、耐震調査を……。耐震だったかどうか記憶がはっきりしていないんですけれども、少し調査を行った記憶があるんですけれども、今回もそのようなことを、調査をなさるのかどうか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今の話については、工事車両が通行する周辺の家屋の調査、すなわち事前調査ということをやっておるかということのようでございますけれども、現在ルートといたしましては、町のほうで発注するものあるいは県国で発注するものについては、できるだけ国の道路、すなわち国道、そして県道、そして町道であれば1級町道を通行するような行程ということで、業者と町のほう、あるいは災害防止協議会とも打ち合わせながらやっておるということございまして、これらの沿線そのものについては、ご案内のとおり亘理の場合については、特に多いのが県道塩釜亘理線と亘理大河原川崎線の路線が一番多い台数かなと思っております。そういう中で、やはり一戸一戸の事前の家屋調査というのは、実施していないのが現実でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） たしか公共ゾーンを整備するときには、周辺の家屋の地盤沈下とかというような調査があったようにちょっと記憶しておったものですから、今回どのようになさるかなと思いましたがけれども、極力国道県道なんかを通りまして、ほかの民家の方たちに余り大きな振動とか何かをかけないように十分ご注意をいただきたいなと思います。

2番目に移ります。通学路における交通安全対策については……。

議長（安細隆之君） 安藤議員、ちょっとマイクをそばにつけてください。

6番（安藤美重子君） 通学路における交通安全対策についてはということなんですけれども、これから集団移転地の造成は通学路にも面しております。特に、吉田小学校、吉田中学校の近くにもそういうところがあるわけですから、徒歩、自転車の児童生徒に対しての配慮をぜひお願いしたいと思いますので、この辺についてのお考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 通学路における児童生徒の交通安全対策であります。工事車両が運行を始める前に工事の発注者が土場、土取り場ですね。土場でもいいんですけれども、この周辺の行政区長さんに対しまして車両運行計画の説明と周辺住民への周知について打ち合わせをさせていただいており、その中で区域における配慮事項を聞かせていただき、計画に反映をさせていただいております。

特に、児童生徒の交通安全対策では、行政区からの要望を受け、通学時間帯を避けて工事車両の走行は午前8時以降としております。この件について、一部の土取り場の管理者や発注者から、工事が遅れているなどの理由で時間を繰り上げてほしい旨の要望もございます。しかし、区との約束した路線については、午前8時以降の運行にご協力をいただいております。しかし、それ以外の通学路に指定されている路線でも道路の両側に歩道が設置されており、児童生徒の安全が確保されている場合は、運行時間帯の設定は行っていないということでございます。

そのほかに、道路の狭い箇所については、交通誘導員を配置し交通安全に努めております。

このように、震災復興・復旧のための工事車両運行に係る通学路の交通安全対策については、昨年10月に亘理町工事安全協議会連絡会ということで協議を進めておりまして、今後ともこれらの子供たちの安全、そして地域の方々の安全のために鋭意協議会のほうとも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 両側に歩道がある場合は、時間設定はしないということですね。片側歩道の場合については、この8時からという形で行っているということですね。

先ほど、町長のほうからお話しがありました亶理町のその災害……。 （「工事安全」の声あり）工事安全協議会ですか。その工事安全協議会という会は、どのような方々で構成されているのでしょうか。 （「担当課長から説明」の声あり）

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、工事安全協議会の構成メンバーというようなご質問でございます。

工事安全協議会というのは、昨年の10月11日に設立をした組織でございます、工事の発注者の皆さんが集まっている団体でございます。例を申し上げますと、国土交通省河川国道事務所、また農林水産省、そしてまた水産庁、あと林野庁、仙台土木事務所、こういう17の発注者がございます。そういう方が集まって、月2回第2、第4木曜日の10時から定例的な会議を持っております。

内容につきましては、いろいろ発注者間の工事車両の運行台数、そしてまた運行経路、その報告、また今度地域の方の苦情、問題、そういうのを出して、みんなで協議をする団体でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） ただいま発注者の方々17者ということで伺ったんですけれども、町のほうからは、亶理町の町、それから亶理町に住んでいらっしゃる業者さんとかそういう方々はこの会議には参加していないのでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 町内の業者の方は、入ってございません。それで、いろんな問題が出た場合には発注者のほうにお願いをします。それで、発注者からその業者のほうに連絡をするとこのようなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） そうしますと、この会議では都市建設課の方だけが参加することなんです。一手に、その課だけで苦情から何かからかいますべてを代表してそこでお話しをするという形になるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 都市建設課のほうは、あくまでも事務局でございます。まだ、都市建設課のほうは発注をしてございません。担当は避難道路と。避難道路につきましては、測量中でございます。やがて工事に入りましたら、うちのほうでもど

ここの土場から1日何回、このようなことになります。

今現在は、入っているのは上下水道課、そして町民生活課、これは瓦れき関係のほうです。あと、農林水産課、いちご団地の造成。あと、復興まちづくり課は集団移転。教育委員会の学務課は通学路関係、日にちがたてばたつほどいろんな関係課が入ったり、または出たりします。その都度、それらの調整をとっていく。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 今、通学路ということなので構成メンバーをお尋ねいたしました。そうしましたらば、教育委員会の学務課のほうも今回この会議のほうに入られたというふうに伺いました。それでは、この通学路に関してという形で、教育委員会のほうではどのようなお話しをこの会議の中でしているのか伺いたいと思います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 学務課については、たしか今月の初めから入っていただいたと思うんですけども、それで吉田小学校関係もでございます。また、いろんなこの学校の通学路関係もでございます。この通学路を通過して工事車両を運行する、児童生徒の安全をどのようにするかとこのようなこともございます。それで、この道路は1日何台ぐらい通るんだと、時間帯はどうだ、この要望の調整をする。この関係で教育委員会のほうに入ってもらっている、このようなことでございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） ぜひ、通学路においても安全対策を心がけていただきたいと思いますし、まもなく4月からは春の交通安全週間が行われますので、私たちも十分、今そういう状況にあるということを強く認識をして協力をしていきたいと思っておりますけれども、町のほうからもさらなるいろんな配慮をお願いしたいと思います。

（3）に入ります。道路運行管理や清掃管理については、どのようになっているのかということです。

県道塩釜亘理線沿いの道路もかなり汚れておりますし、傷んでもおります。それから、神宮寺地区のところではリンゴ農家の方たちが結構被害が大きかった。高屋地区の方々も非常にほこり、騒音、それから交通量の多さに困っている、北長瀬地区の皆さんは土場からの土がついた車が運行することによって、野菜とかそういうものに対してほこりがついて困っている、それから雨が降ったときに側溝に泥が入

ることによって側溝の流れが悪くなっているとかというような状況をよく伺っております。このような状況の中で、町としても何らかの形で地元の方々の苦情を吸い上げていただきたいと思いますし、工事業者のほうにも適切な指導を行っていただきたいと思います。

今現在、町としてはどのようなことをお願いしているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、議員さんから県道塩釜亘理線、けさ8時半からのFMあおぞらの帰りに通ってきたわけでございますけれども、仮舗装で補修補修、部分的に現在入っているようでございます。特に、陸橋から手前と東側、そういうことで暫時の間というかその都度補修している状況のようでございます。

そういう中で、道路運行の管理でありますけれども、平成25年2月14日現在で申し上げますけれども、町内を含め隣接市町の災害の復旧・復興のため町内を走行している大型車は、一番混み合っている路線で、これは塩釜亘理線だと思いますけれども、1日1,200台ほどの台数が走っておるといふこと。そういう中で、走行路線数は国道6号線、県道については8路線、そして町道が24路線、合わせまして33路線でございます。現在通行している工事車両の路線数ですね。そういう中で、発注された団体が17団体ということでございます。そういう中で、発注者が大型車の運行ルートを設定する際は、道路管理者である亘理町及び亘理警察署に事前に打ち合わせを行い、ルートを選定しております。

しかし、工事車両がふえることによりまして、町民の方々から「町内の道路は大型車で混雑している」、あるいは工事車両が走行している路線付近にお住まいの方々からは、粉じんによる道路の汚れ、道路沿いで栽培しているただいまお話しのリングあるいは野菜の粉じん汚れ、及び側溝への土砂の堆積並びに騒音等の苦情が、日を追うごとに寄せられております。これまでは、各課が個別に苦情対応しておりましたが、先ほど申し上げたとおり亘理町工事安全協議会連絡会を月2回開催させていただき、発注者間の連絡調整を図ってまいりました。その会議の中で、毎回発注者からは路線ごとの走行工事車両の台数を報告してもらい、運行ルート図として示し、それを参考に運行計画を立てておるといふことで、競合するとどうしてもさらに渋滞を招くという状況になっております。

次に、清掃管理であります。土場管理者に対しまして林地開発の許可がおりる

際には、さまざまな条件を付しております。その中に、「周辺地域への影響及び住民生活への配慮等」という項目で「町道の運行にあたっては町の指導を受け、道路の清掃管理に努め、近隣の民家に騒音及び粉じんによる影響を与えないよう稼働時間帯に注意し、適時に散水し粉じんの発生を抑制する」ということを指導しております。このことから、土場周辺の粉じん対策といたしましては、土場管理者が責任を持って散水し、道路の清掃管理に努めるよう現場責任者に対して申し入れをして対応をしていただいておりますということでございますけれども、なかなか十分な粉じん対策、散水ができないというのも現実ではなかろうかと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 道路の汚れに対して、散水車というんですか、水をまいてきれいにする、そういう車もこのごろ走らせていただいたというふうには聞いておりますけれども、本当に苦情は多分都市建設課のほうにだけ集中しているのかなと思われまますので、ぜひその課だけの対応じゃなくて、いろんな課のところからも共通認識で、ぜひ業者の方々に何とか守っていただけるようにさらにアドバイスというか指導をお願いしたいものです。

4 番目の質問に移ります。

傷んだ道路の整備はどうするのかということなんですけれども、先ほど町長がおっしゃられましたとおりに、県道のほうは、今、臨時的にわだちになっているところを補修して、それも聞くところによりますと町長が知事のほうに直談判をなさって要望して、すぐに対応していただいたというふうに聞いておりますけれども、県道はそういう形で何とか少しずつ補修なんかはされているようなんですけれども、町道なんかにおいては工事がすっかり終わった時点で傷んだ道路を補修するのか、それとも随時これはと思った時点で補修をしていくのか、その辺についてはどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この災害復旧・復興のための土取り場、そして運行ルートそのものについては、いちご団地、ご案内のとおり3カ所に68ヘクタールあったわけでございますけれども、これについては約95%ぐらい盛り土工事が終わったというわけですね。これからは、7カ所の集団移転と公営住宅、約20ヘクタール分があると。しか

し、発注を受ける業者がどの業者になるかはこの運行ルートによります。

そして、特に亙理町も災害を受けたんですけれども、角田市のほうの土取り場が結構多いわけですね。その場合の補修についても、角田市の場合については何らの手当てがないということで、亙理町そのものについては知事にお願ひし、さらには土取り場の多い角田市に対しましてもこの復興というか道路の傷んだ分についても、応分なる角田市に助成というか補助金を出してもらいたいということもお願いしているわけでございます。角田市の市長さんも、この被災された市町村ということでご理解をしておりますけれども、特に周辺の住民の方々からの道路の損傷、あるいは朝早くからやって、6時ころからやっているとは角田市のほうでは聞いております。

それらについても、町としても指導しておりますけれども、町の工事よりも防潮堤等の国の関係、国土交通省、水産庁、そして農林水産省の工事車両のほうが一番多いのかなと思っております。これらについては、やはり関係管理者そのものについては道路管理者が、国であれば国土交通省、県道であれば県の関係、町であれば町の管理者という形になります。これらについても、できるだけ住民に迷惑をかけないような方法で補修をしながら対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 少しでも状況が改善されるということを期待しております。先ほども申しましたけれども、あくまでも震災からの復旧・復興ということが最優先だとは思っています。そうは思いますけれども、半年とか1年とかということでもなくて、長いスパンになるやと思っておりますので、ぜひ町長には住民の方々にもそういう、今ちょっと迷惑と思っているの方々に対する思いやりの心をこれからもぜひ持っていただいて、今後の運行状況等についてもご配慮いただければと思います。

これもちまして、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、安藤美重子議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は10時55分といたします。休憩。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。私は、3つについて質問いたします。1つ目は障害者福祉について、2つ目は予防接種、妊婦検診について、そして3つ目は被災者の住まいの確保についてであります。順次質問をしますので、答弁をお願いいたします。

まず、1つ目。障害者福祉について、2点質問いたします。

まず、第1点目。障害者等日常生活用具給付事業に地デジ対応ラジオを追加してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

障害者等日常生活用具給付事業は、重度の障害者及び障害児が抱えている障害やその程度により日常生活を送る上で便宜を図るため、必要な種目や品目を定め給付する事業であります。本町におきましても、平成18年10月から亘理町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、実施しております。

視覚障害者にとって、震災時や緊急時におけるラジオからのテレビ音声は貴重な情報収集の手段であります。昨年7月からテレビの地デジ化の移行により、FMラジオでのテレビ音声が聞こえなくなりましたところであります。

障害者等日常生活用具給付品目は、市町村において決定することとなっておりますが、テレビの地デジ化に移行して間もないこともあり、現在のところ、本町では給付品目に地デジ対応ラジオは定めておりませんので、この状況は本町に限らず宮城県の全市町村においても同様であります。

しかし、地デジ対応ラジオには視覚障害者に配慮をした緊急放送対応機能を有している物もありますことから、地デジ化を進めてきた総務省の後押しもあり、昨今の動向の中で厚生労働省が地デジ対応ラジオを日常生活用具の品目へ推奨する話が出ており、国から近々各都道府県へ、そして各市町村へ障害者等日常生活用具給付品目に加えるよう通知、依頼される情報もありますので、国の通知を踏まえて、本町といたしましても災害、緊急時の障害者支援並びに障害者福祉拡充の観点から要項改正を行い、障害者等日常生活用具給付事業の品目に追加してまいりたいと考えております。以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） それでは、まず1つ目は、障害者等日常生活用具給付事業について、仮にAという方が申請して、実際に本人に、視覚障害者だけではなくて聴覚障害者とかいろいろありますけれども、物が届くまでの手続、どういう手続になっているのか具体的に述べてください。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この件につきましては、まだ国のほうから……。

1 6 番（鞠子幸則君） いやいや、今、亶理町がやっている手続についてどうなのかという……。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、担当課長の福祉課長から答弁をいただきます。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） これにつきましては、先ほど町長が答弁しましたように市町村の事業でございますので、市町村の窓口のほうに申請をしていただきます。その中で、給付品目と障害の程度の確認をさせていただきまして、その中で決定をするわけでございますが、業者のほう等の見積もりもいただきまして、品物的には直接本人のほうに届くようになります。それで、本人の自己負担分を業者のほうに払っていただき、業者のほうには町のほうから給付事業として町負担分のお金を支払う形になります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） そうしますと、例えば仮に日常生活用具を自分で現金で買って、そしてそれで町に領収書を提出して、全額とかいろいろあると思うんですけども、8割とかですね、そういう仕組みではないということですね。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 給付に当たっては、事前の申請でもって給付を行うようになりますので、買ってからの申請ということは、原則的にはありません。以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 先ほど町長も説明されましたけれども、去年の7月の前ですね、6月まではAM、FM、そしてテレビの聞けるラジオは、NHK総合、NHK教育、TBCテレビ、そして仙台放送というふうになっております。地デジ対応ラジオ、

これはAM、FMはもちろんのこと、テレビではNHKテレビ、NHKEテレ、これは教育ですね。あと、TBCテレビ、仙台放送、それにミヤギテレビ、東日本放送が加わって聞けるというふうになっているんですね。金額は、8,000円から高いのは3万円なんですね。ですから、そういう意味では、先ほど町長が言われたとおり地デジ化以降、ラジオから視覚障害者が情報を得ることが困難になったと、ラジオが聞けなくて遠くなったということで、視覚障害者の団体なんかが中心になって国に働きかけて、厚生労働省が、先ほど言われたとおり自治体でこれを日常生活用具給付事業に追加してもいいという方針を決めているということです。ですから、それを踏まえて今後対応していただきたいというふうに思います。

2点目に移ります。

2点目。政府に対して骨格提言、この骨格提言というのは、障害者制度改革推進会議総合福祉部会が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」というのを2011年8月30日にまとめております。これに基づいて、現在の障害者総合支援法を抜本的に見直してはどうかという質問であります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましては、繰り返し言になりますけれども、若干概要説明を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、平成22年の6月に障害者自立支援法の廃止を閣議決定し、基本合意に基づきまして障害者制度改革推進会議総合福祉部会が編成されました。その部会においては、さまざまな障害者の意見を取り入れ、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、ただいま言われましたいわゆる「骨格提言」が取りまとめられましたところであります。その後、昨年7月の通常国会で障害者総合支援法が可決され、平成25年4月、ことしですけれども、4月から施行されることとなっております。

確かに、その基本合意や骨格提言の内容からすれば、可決された障害者総合支援法には不十分な面もあるとのご指摘もごさいますが、この新法では新たに基本理念が設けられております。それらの内容は3点でございまして、第1点目が日常生活・社会生活の支援が可能な限り身近な場所において受けられること、第2点が共生社会を実現すること、第3点目が社会的障壁を除去することと明記されております。

また、制度の谷間を埋めるべく障害者の範囲に難病を加え、難病患者を給付対象

とすること、複数サービスの合算による負担軽減化、さらには重度訪問介護の対象拡大やグループホーム・ケアホームの一元化、さらには知的障害者と精神障害者の状態やニーズが反映されにくい障害程度区分を平成26年4月に障害支援区分に改正するなどを行うこととしております。このように、障害者総合支援法は、平成25年4月の法施行後も段階を経て改正される予定でありますことから、新法移行に際し、部分的ではございますが一定の進展があったものと認識しておるところでございます。

本町といたしましては、障害者総合支援法を運用していく上で、今後とも地域の実情を勘案しながら、必要に応じて障害者本人とご家族の意見が反映されますようあらゆる機会を通し宮城県へ働きかけてまいりますとともに、日々障害者への配慮を行いながら、障害者が自分らしく安心して暮らしていける豊かな地域社会の醸成と障害者支援の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 若干お話しします。

障害者自立支援法は、法律が制定されてから障害者及び障害者団体はこれを廃止してほしいという声を上げております。なぜかといいますと、障害者の障害を、これを自己責任として、障害に伴う必要な支援、福祉サービスですけれども、これを益、要するに益、利益の益とみなして、自己負担をし得るものだというふうに根幹部分がそうになっているということでもあります。要するに、障害が重いほどサービスを利用する、量が多いほど負担が重くなると。ですから、応能負担、いわゆる所得に応じて負担するのではなくて、障害の重い人ほど負担が重いという、これは憲法25条の生存権を侵害するんでないかということ、全国的に障害者自立支援法は憲法に違反するというので、障害者みずからが裁判を起こしたという経過があります。

そして、それを9年後、総選挙では、ご存じのとおり障害者自立支援法を廃止するという公約を掲げた民主党が政権についたというようなことになっております。そして、裁判所の和解勧告も含めて政府と障害者及び障害者団体、原告が基本合意を結んだと、先ほど説明されたとおりです。

基本合意は、障害者自立支援法は廃止すると。そして、総合的な障害者福祉法をつくるんだという合意であります。そして、先ほど説明しましたけれども、障害者

制度改革推進会議総合福祉部会、ここで骨格提言をまとめた。先ほど町長が言われたとおり、ここに障害者及び障害者団体が参加して、これは画期的なことなんです。自分たちのことは自分たちで決めたいという障害者の思いを政府が受けとめて、骨格提言をまとめたという経過になっております。

そして、骨格提言の大きな内容ですね。新法をつくるときには、利用者の、障害者の権利を基本として障害に伴う支援を原則無償とするなど、国に障害者の権利を保障する責務があるということを提言したのであります。

ところが、障害者総合支援法は、障害者自立支援法を名前を変えて、一部だけ改正して、肝心の応益負担、サービスを利用するほど重い負担になるという応益の部分は、今回の場合は残していると。ですから、障害者団体の皆さんは、これは廃止すべきだということを言い続けているということです。

そこで、これも含めてもう1回答弁をお願いいたします。障害者総合支援法を抜本的に見直すというふうに国に言いづらいたと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、今言われたとおり、応益そのものについてはそのまま提言に残ったということから、先ほど申し上げたとおり、宮城県を通じまして国に対しまして働きかけをしてみたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） じゃあ、2点目に移ります。

予防接種及び妊婦検診について、3点お伺いいたします。

まず、第1点目。子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンについて4月以降も無料にしてはどうか、答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） このことにつきましては、平成22年度に接種者1人当たり接種費用の1割を負担していただきながら、9割分を国費で造成した県基金からの補助金と残りを町が負担して実施するようになっておりますが、当町といたしましては、平成23年度から予防事業として疾病を未然に防ぐとともに健康増進を図るため、自己負担分については町費で補いながら、接種者からは負担を求めず無料にて予防接種

を実施してまいりました。

平成25年度からは、住民税の年少扶養控除廃止等に伴い県基金が廃止されますが、対象者の疾病予防と健康増進を図るため、町といたしましては、平成25年度は全額を町負担として無償で実施してまいりたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、これは、要するに平成24年度、平成25年度で財源構成はどういうふうになるんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 平成23年度、平成24年度につきましては、町長が答えたとおり9割分を国補助を持った県基金で対応したと。平成25年度分につきましては、接種費用の9割分については普通交付税ということで、町が負担した分について、後日地方交付税として交付されるという状況に変わるということでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 現在は、要するに子宮頸がん予防ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンについては任意接種ですけれども、今度は法定定期接種になるんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） これとの関連で、通告していません、関連ですけれども、高齢者、70歳以上の肺炎球菌ワクチンの助成制度は、町で行うんですか行わないんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 平成25年度当初予算のほうに計上させていただいておりますので、ご審議いただいた後、助成となるかと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1回どのくらいかかって、自己負担は幾らになるんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 医師会のほうと協議を今しているところでございますが、接種費用については1回当たり8,000円、町としては県内の市町村助成を鑑みまし

て、岩沼、山元とも同額の3,000円と予定しているところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 5,000円が自己負担になるわけですね。これについて、国に対して高齢者の肺炎球菌ワクチンも自己負担をなくすような方法で検討するとか、町の、今から始まるんですからすぐにできませんけれども、今後の対応をどういうふうにするつもりですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、平成25年度は、今、健康推進課長がお話ししたとおりでありますけれども、今後については今後の課題ということで捉えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） では、2点目に移ります。

予防接種法に基づく既存定期接種ワクチン、一類疾病分、これにはジフテリア、百日ぜき、ポリオ、破傷風、そして麻疹、これははしかですね、はしか。風疹、日本脳炎、結核がありますけれども、これについて、4月以降も無料にしてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましては、平成24年度までについては、予防接種法に基づくポリオや日本脳炎などの予防接種につきましては、接種費用の全額を町が補助しておりますが、平成25年度においても疾病を未然に防ぐとともに健康を保っていただくため、全額を町で負担して、予防接種を実施してまいりたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点目でもお伺いしましたけれども、平成24年度と平成25年度、財源の内訳はどういうふうになるんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 平成24年度までにつきましては、町が負担した部分の9割部分について、要するに2割については実費徴収してもいいということになっておりますもんですから、こちらの予防接種法に基づくものについては、実費徴収を8割りしてもいいということになっておりますので、残りの2割分を町で負担したも

のとして、後日普通交付税として地方交付税で補助されるという形になっておりましたが、25年度につきましては実費徴収1割分、9割は普通交付税で措置しますという制度に変わるということでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そうしますと、予防接種、ワクチン、先ほど言いました一類疾病分については、現在は自己負担があるんですか、ないんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 1問目と同じように、疾病予防並びに子育て支援という形で無料として実施しておりました。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 25年度も引き続き無料というふうに理解して、3点目に移ります。
妊婦健康診査の検査料を無料にしてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1問でもお答えしたとおり、平成25年度からは住民税の年少扶養控除廃止等に伴い県基金が廃止され、すべてが町負担となっておりますが、本町といたしましては母子ともに健康な出産をお手伝いできるよう、平成25年度以降も引き続き助成券で助成をしてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点、2点目と同じですけども、妊婦検診ですね。これについては、財源の内訳、どういうふうになるんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 平成24年度分につきましては、14回の検診のうち9回分、その半分を基金のほうで、あとの半分については普通交付税、残り5回分が普通交付税で措置しますという状況でございましたが、平成25年度分につきましては全額普通交付税で措置するということになっておりますが、これにつきましても町長が答えたとおり、全額町で負担した上で地方交付税の算定を受けるという状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

じゃあ、最後の3点目に移ります。東日本大震災の被災者の住まいの確保について、3点お伺いいたします。

まず、第1点目。政府の平成24年度補正予算の津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額、全体的には1,047億円であります、を活用して、防災集団移転促進事業などの対象者にならない住民への町独自の支援を行ってはどうかあります。

きのう、佐藤 實議員さんが質問しましたが、大体は多分ダブると思いますけれども、答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの震災復興特別交付税の増額については、ただいま鞠子議員さんが申されたように、昨日の佐藤 實議員にもお答えしたとおりでございます。政府が閣議決定したのを受けまして、県の2月定例会で東日本大震災の津波で浸水した災害危険区域外の住宅再建支援策として、災害復興基金造成費が計上されました。今後、県から各市町村へ配分方法等が通達されますので、それに基づいて支援してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いろいろとお聞きしましたが、今回の平成24年度補正予算の震災復興特別交付税の増額ですけれども、これについての使い道はどういうふうになっているんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この使い道そのものについては、現在のところまだ県から確実な内容が来ておりませんので、現時点で、わかる範囲で被災者支援課のほうから答弁をいたさせます。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 今回の追加される交付税につきまして、昨日もご説明申し上げましたが、まだその要綱等が県から示されてございませんので、本当の概要でございます。

まず、町内の対象者につきましては……。 （「課長、ちょっと聞こえないからマイク」の声あり） それでは、対象者につきましては、町内で住宅を再建、この場合には建築及び購入となっております。それから、その発生時に津波浸水区域内の

持ち家に居住していた者ということでございます。それから、防災集団移転促進事業等、それからそういった事業の対象とならない者ということでございます。

それから、対象事業につきましては、住宅及び土地取得に係る利子の補給、それから住宅及び土地取得に係る補助、移転費経費に対する補助、それから宅地のかさ上げ等に係る利子補給または補助となっております。

それで、昨日も説明いたしておりますが、新聞報道では生活再建支援金と同じように一定額の、250万円というようなことで報道がされているように思われますけれども、そうではなくて、この事業の中での総額での交付ということで検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 震災復興特別交付税、地方交付税の一部でありますから一般財源なんで、自治体がどういうふうにするかは、それは自治体の判断になると思うんですけども、先ほど県の説明はありましたけれども、国はどのような説明をしているんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、地方交付税そのものについては算定に基づきまして交付されます。それは、交付の需要額に応じた額が交付されますけれども、この今回の震災復興特別交付税については、その交付した内容、そして互理町については現時点で交付される額が39億4,000万円なんですけれども、使い切れなかった場合については返すという方法のようでございます。これらについても具体的な内容が、まだ要綱が示されませんのでここではっきりと言えませんが、これらについても最大限活用してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 要するに、県を通じて町に来るわけですね、この部分についてはね。ですから、県は要するにいろいろ要綱なんかをつくって一定の枠をはめると思うんですけども、国はこの被災者への具体的な支援内容については、町が地域の実情に応じて決定すると。互理は互理の実情、岩沼は岩沼の実情、山元は山元の実情に応じて、それぞれの自治体が決定するというふうになっているわけなんです。ですから、県の方針はあるにしても、やっぱり町として具体的に必要があるというふうに思います。

それで、若干言いますけれども、これを踏まえて答弁をお願いいたします。

この危険区域外の被災者の支援については、被災者の皆さんの強い要望であったし、町長を初め市長、町長が強く国に要望してきたわけであります。そういう中で実現したということであります。私どもは、2月13日から2月25日まで旧館仮設住宅、館南仮設住宅、宮前仮設住宅、公共ゾーン仮設住宅、中央工業団地仮設住宅で、震災2年目に当たりますので仮設住宅の住民の皆さんの要望を聞く懇談会を行いました。すべての、5カ所で危険区域外の被災者支援の強い要望が出されております。住宅の。きのうも佐藤 實議員さんが言いましたけれども、住宅の修繕を町で行ってほしい、野地の方は土地を買い取ってほしい、被災者は皆同じだ、そしてこれは70歳代で大企業に勤めていた方ですけれども、新海岸の方はぜひ支援してくださいという強い要望が出されております。

こういう声を含めて、今後具体的にどのように検討するのか、もう1回答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 国から示されまして、県のほうで現在要綱等を作成中だと思います。それを踏まえて、やはりこの市町村間の格差のないようにという県の方針もあるようでございますけれども、要綱ができ次第、これらに基づきまして町のほうで検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亶理町に配分される額が、先ほど言われました39億4,000万円で、戸数にすると1,576戸なんですね、1,576戸。これについては、3月に8割が交付されるというふうになっておりますけれども、これとの関連で町が独自に行った津波対策住宅工事助成事業ですね。これは、要するに地盤のかさ上げなどをしたときに、最高100万円を援助しますというふうになっておりますけれども、これは亶理の独自のやつで早い段間で決めたものでありますけれども、この予算額及び件数、そして現在の申請者は何人か、もしわかれば答弁してください。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） それでは、お答えいたします。（「マイク」の声あり）入っていますね。

平成24年度当初でございますが、これにつきましては4カ年で総事業を計画して

おります。その中で、今ちょっと詳しくはあれなんですけれども、総事業といたしましては10億円を予定しております。それで、戸数につきましては1,050件を予定してございました。その中で、平成24年度におきましては、かさ上げ等の件数につきましては47件の申請がただいまございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） なぜ聞いたかという、県が発表したこの1,576戸ですね。この1,576戸というのは、どういう内訳なんですか。全壊が何件で大規模半壊が何件で、それがちょっとどういう数字なのか。要するに、県に町が提出したと思うんですけども、その根拠を述べてください。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 今回のその1,576件の件数の根拠でございますが、まず津波浸水区域内の世帯数がございます。それで、その中で全壊と大規模半壊がございます。全壊につきましては2,263件、大規模半壊につきましては2,008件でございます。この中で、災害危険区域内の方が551件ございますので、それを引きまして1,920件となるわけでございますが、それに平成22年度におきます国勢調査の中で持ち家比率、そういったものを掛けます。それが85.5%ということでございまして、その全壊、大規模半壊件数が1,642件ということになります。それに、災害公営住宅非入居率というものを、95%ですけれども、こういったものを掛けまして1,560件。それに、がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適応対象持ち家というのが100件ほどございまして、それに県のほうで大規模半壊の世帯数が、結局新築、そういったものの率が2分の1であろうということのケースがありまして、それを合わせて1,576件ということで県から示された数字でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いずれにしても、今後被災者の皆さんの声をよく聞いて、合理的でそして納得いくような支援策をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

もし、国から、県から来るお金が足りなければ、復興基金なども活用してぜひお願いしたいと、やるべきだと思います。

では、2点目に移ります。

災害公営住宅を入居者に譲渡する際は、公営住宅法、建設省住宅局長通知（平成

8年8月30日)を厳格に適用してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長(安細隆之君) 町長。

町長(齋藤邦男君) 災害公営住宅を入居者に譲渡する際には、議員ご指摘のとおり公営住宅法第44条第1項で公営住宅の耐用年限の4分1を経過した場合において、特別の事由があるときは、国土交通大臣の承認を得て、入居者などに譲渡することができます。なお、東日本大震災復興特別区域法において耐用年限の経過期間を4分の1から6分の1と変更されていますので、例えば木造住宅の場合、耐用年限が30年ですので、経過期間が6分の1となりますと5年が経過した時点が譲渡できる時期となります。

さらに、平成8年8月30日付建設省住宅局長通知で譲渡処分承認基準が示されており、中高層の耐火性能を有する共同住宅以外であること、当該地域の実情から公営住宅等として維持管理する必要がなく、かつ建てかえにより戸数の増加を図る必要がないこと、譲渡の対価が適正であることなど7つの要件をすべて満たすことが条件となっていますので、町といたしましては災害公営住宅を譲渡する場合には関係法令に基づき、適切な手続きを行うこととしております。以上です。

議長(安細隆之君) 鞠子幸則議員。

16番(鞠子幸則君) 今、説明されました。公営住宅法第44条はわかりました。それで、建設省住宅局長通知(平成8年8月30日)ですけれども、今説明されていなかったやつで、入居者がその譲り受けを希望した場合、それはどういうふうな条件があるんですか。

議長(安細隆之君) 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長(高橋伸幸君) 建設省住宅局長通知ということで、平成8年8月30日付に出されているもので、この中に公営住宅の譲渡処分承認基準というのが定められております。その中には、町長が先ほど説明したように7項目ございまして、今議員ご指摘のありました1項目が、「入居者がその譲り受けを希望しており、かつ譲渡の対価の支払い能力があること」という項目がございまして、ここで、譲り受けを希望という部分につきましては、一般的にはそこにお住まいであった入居者の方あるいはそれに関連した方ということも含まれるわけですが、そういった方が公営住宅として今まで利用してきたその住宅を自分の所有物として使わせていただきたいというご希望があった場合というふうには私は解しておりますが、詳細な部分に

についてはまだ国のほうに確認しておりませんので、今のところはこういう回答ということにさせていただきます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 建設省住宅局長の通知で、7項目すべて満たさなくちゃだめだと。そして、復興まちづくり課長が重要な答弁をしましたけれども、入居者が戸建て住宅の譲り受けを希望する場合かつ対価の支払い能力がある場合に限るんだということなんです。ここが重要なんですよ。お金がなければ、対価の支払い能力がなければ、譲り受ける必要がないというふうになります。

それで、お伺いしますけれども、災害公営住宅に入居したいという方々にどういう説明をしているんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅、特に戸建て住宅ということになりますけれども、そういった住宅に入居をご希望されている方々に対して、町のほうといたしましては入居5年後に町が公営住宅として維持管理する必要がなくなった場合、土地と建物を買い取りしていただくことを基本としているということをお話しさせていただいております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それは、私、率直に言いますけれども、誤った説明なんですよ、それはね。ちゃんと対価の支払い能力がなければ、譲り受けする必要がないんですよ。そこを説明しないと、5年後必ず買わなくちゃだめだと、譲り受けしなきゃだめだというふうになるんですよ。そんな説明していいんですか。だから、みんな困っているんですよ。災害公営住宅に入りたいけれども、5年後買わなくちゃだめなんじゃないかというふうになっているんですよ。そんな説明していいんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今、申し上げたように、災害公営住宅の戸建て住宅、木造住宅になるわけですが、その部分について、先ほど申し上げたような考え方を町のほうの基本としているということで説明をさせていただいております。また、今議員ご指摘のような、例えば譲り受けする際の支払い能力あるいは譲り受けの希望ということになるわけですが、特にその支払い能力に関しましては、実際、今のところ自立再建ができないということで災害公営住宅をご希望されているというこ

とも、当然、事実関係上出てまいります。そういった中でも、そういった戸建て住宅として最終的に自分の所有物として生活の場を持ちたいという方々がいらっしゃるということも、我々としてこれまで聞いてきております。そういった方々に対応した住宅の一つであるというふうな理解で、説明をしましてまいっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私が言っているのは、正確な説明をしてくださいよ。正確な説明をしないと、私たちも中央工業団地に行って懇談会をしたときに、5年後必ず買わなくちゃだめだというふうに理解をしている人がいるんですよ。そんな誤解は、あつてはだめなんですよ。ですから、もう1回説明し直してください、徹底して。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅の戸建て住宅も含め、今後いずれ入居についての整理をしていくことになると思います。その中で、今ご指摘あったような内容についても、ご希望される方に説明するように努めたいと思っています。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 復興まちづくり課長、派遣職員なんで余り言いたくはありませんけれども、いずれにしてもやっぱり住民には正確な説明をして誤解を与えないでください。そういう説明をしてください、今後ね。約束できますか。（「私のほうから答弁いたします」の声あり）

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、災害公営住宅戸建てと集合住宅、2種類があります。その中での説明会、あるいは個別面談によるところの戸建てということでの希望される方が、今回の戸建て住宅に入居する。どうしても財政的な、資産的な問題で戸建てには入れない方が集合の公営住宅に入るとことでの仕分け、そして説明をしておるとこと、限定した内容ではございませんけれども、やはり今後この戸建ての分の建設あるいは集合住宅が出た場合については、その辺も十分配慮をしながら進めてまいるとことでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いずれにしても、余計な混乱を被災者の方に与えないで対応してほ

しいということを申し上げて、3点目に移ります。

政府に対して、被災者生活再建支援金を最大500万円に引き上げるよう要望してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 東日本大震災の被災者には、被災者生活再建支援法に基づきまして、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金が支給されております。支援金については、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金があり、最大で300万円が支給されます。支給される支援金は、47都道府県の拠出金と2分の1の国の補助金で支援されておりますが、今回の東日本大震災については被災対象世帯が多いため、特例として国が5分の4の補助割合になっております。なお、今後とも被災者支援の観点から隣接市町村と、あるいは被災された市町村とも連携を図りながら、県を通して要望してまいりたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この被災者生活再建支援法ですけれども、振り返ってみますと阪神・淡路大震災が1995年に発生して、それを契機に住宅再建を支援してほしいという住民の皆さんが、神戸を中心に住民の皆さんが運動を起こしたということで、その当時いわゆる自社さ政権の村山富市首相が、日本は資本主義の国で私有財産の国だと、税金を個人の財産の形成に使うことはならないという答弁はしておりましたけれども、先ほど言いましたけれども、住民の皆さんの運動とか、作家でいえば小田実さんですね、九条の会の呼びかけ人、亡くなりましたけれども小田実さんや、今頑張っている内橋克人さんなんか、経済評論家ですけれども、こういった方々が運動を起こして、98年に生活再建支援法ができました。そのときは、住宅の本体は対象外だったんですけれども、その後、国民の運動で住宅本体も対象になっております。

それで、いずれにしても住宅再建するときに壁になるのが、政府はどういうふうな方針をとるかわかりませんが、消費税が増税になるので、大変なので、少なくともこれを300万円から500万円に引き上げてほしいというようなことも被災者の皆さんの要望なんで、もう1回答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この被災された15市町村だけでなく、やはりこの財源については5分の4、そのほかについては各都道府県からそのほかの支援をいただいております。どうか、鞠子議員さん、日本共産党のほうで十分政府に働きをかけていただきたいと思います。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） 期待に応えるように頑張ります。以上です。

議 長（安細隆之君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

昼食休憩のため、この際暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

議 長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番。鈴木洋子議員、登壇。

〔1番 鈴木洋子君 登壇〕

1 番（鈴木洋子君） 私は、体罰予防対策について4点質問いたします。

あの震災から2年を迎えようとしています。震災で亡くなられた方々に追悼の意を表します。また、これまで皆様に支えながら生きてこられたことに、深く感謝申し上げます。

さて、今学校での体罰が社会問題になっています。子供が自殺するなどの痛々しい事故にならないように、学校・家庭・社会の三者がそれぞれ責任を持って、児童生徒を守っていかなければなりません。今の子供たちは将来の日本を担う子供であるだけに、体罰は決して見逃すことのできない深刻な問題であると受けとめております。

私も遠い昔、中学生のときを思い起こしました。先生にげんこつされた記憶があります。小学生のときは、先生といえば尊敬の対象であり、先生の言うことは絶対的で逆らうことなど考えられませんでした。しかし、純真な生徒ばかりではない多感な中学時代、反抗意識が芽生え、授業中おしゃべりをしたり先生の話を見無視してました。そのときです。「ちょっと来い」と言われ、いきなりげんこつをもらいました。それなりに、女の子でしたから、先生は手加減はしたのでしょうか。しかし、その後の先生のフォローもあり、私自身、そのとき自分が悪かったんだと反省しました。先生は感情的に叱るのではなく、秩序を乱す行為は将来のためによくはない

ことを愛をもって罰してくれたのだと思います。それこそ、私は、今思えば愛のむちだったんだなと感じました。しかし、大阪で起きた問題は、体罰というよりも暴力ではないかと思います。平手打ちで何度も倒れるほどにたたいたのでは、体罰を通り越した暴力に過ぎません。愛情のない指導であっては、決して許されることではありません。

このようなことから、体罰は学校内の問題であり、家庭はなかなか入っていけない領域でもあります。こうした体罰に対して、どのような防止対策をしているのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの質問については、教育委員会関係でございますので、教育長から答弁いたさせます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員にお答え申し上げます。

今、議員からも指摘されましたように、昨年末の大阪市立高等学校であるバスケット部のキャプテンが、顧問の体罰によって自殺に追い込まれたと。本当に痛ましい事件があったわけでございます。そういう中で、文部科学省を初め宮城県教育委員会、我々現場としましても、体罰というものに対して真摯に対応していこうというふうなことで今取り組んでいるわけでございます。

初めに、体罰の定義について若干触れていきたいというふうに思います。ご案内のとおり、学校教育法第11条にそれが記載されているわけでございます。校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないというふうにされております。この「体罰」とは何ぞやということでございますが、「有形力を使って直接殴る、蹴る」と。この「有形力」とは、「目に見える物理的な力」というふうに一応されているんです。具体的に何かというと、手足を使うとかあるいはその辺にある棒を使うとか、そういうふうなことで直接殴ったり蹴ったり、そういうことを一応体罰というふうにされておりますし、そのほかにも教師が児童等に対する陰湿ないじめあるいは人権侵害等も、つまり子供に苦痛を与えるような行為は、教育学的には体罰に該当するというふうにいわれております。

さて、ご質問の体罰の防止策でございますが、文部科学省あるいは宮城県教育委

員会から体罰防止に係る通知文が来ます。そういうものを、教育委員会を通して各学校に配付し、各学校の全職員で周知を図っていただいているというのが一つ。それから、月1回開催しております校長会と教頭会があります。その席において、体罰問題はもちろんなんですけれども、いじめ問題、その他さまざまな生徒指導に関するようなことについて情報交換を密に図って、あるいは検討協議を行っております。その会議で共通理解を図ったことを校長等が学校に持ち帰って、体罰防止等について全教職員で共通理解を図っているということでございます。

特に、体罰を加えた場合は、刑事上の責任とは別に民事上の責任も問われること、あるいは公務員としての信用失墜行為として懲戒処分を受けることがありますよというふうなことを全職員が十分理解して、子供たちの指導に当たるように私から指示を出しているということでございます。

また、大阪の事案に伴いまして、本年2月には文部科学省と宮城県教育委員会からの依頼と指導のもとに、体罰に関する実態調査を今行っております。その結果を見きわめながら、対応してまいりたいと現段階では考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） 3月4日に体罰根絶の「思いは一つ」という教員研修会があったことを認識していますが、町内ではその研修会に参加したのですか。参加したならば、小中学の先生方が何人参加したのか、そういった具体的な内容などをお伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） この協議会に、各学校から1名ずつ参加しているやに聞いております。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） それでは、2点目は、これまでに体罰等の報告はあったのでしょうか。あったとすれば、どのように把握し対策したのか伺います。また、中学校などの部活動においてはどうか伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 私の手元というか教育委員会のほうに、ここ近年、重大な体罰というふうな報告書あるいは記録等は、一切上がってきておりません。

この近年というのは、私、教育長になって3年半近くになりますけれども、その

ことをいっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） ここ10年は、亙理町は教育に熱心だと他の市町村からよく声を聞き
ておりますので、そのところは評価したいと思います。

ですが、部活動の指導は、やはり皆さんが入っていけない現状ではあるんですね。それで、やはり教員の熱心な指導はわかるのですが、部活動などにおいては先生の勝利に導きたいという思いが余り余って言葉では足りず、体罰という形にあらわれてしまう状態が多々あると思うんです。その中で、これから部活動による体罰があるとみなして、そのような対策はどのように入っていくのか伺いたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 中学校による部活動は、子供たちの希望というふうな形でその部活動に入っているわけでございます。部活動は、昨年度から、いわゆる教育過程に位置づけられたわけでありまして。その前までは教育活動外ということで、いうならば子供たちの同好会というか、それに対して顧問がついて指導をするというふうなことですけれども、昨年度から一応教育課程の一部というふうなことで認識づけられたということで、どの学校も原則的に今後は教員になると。

ただ、部活によって指導が困難な場合は、外部指導者を置くことができるということですのでそれでやっているわけですが、やはり今議員がおっしゃったように勝利至上主義では困るわけでありまして。ただ、やはり子供たちは日ごろの練習をしていると、どうしても試合に勝ちたいという気持ちもございまして。その辺をどういうふうには今後はコントロールしていくかということが非常に大事だろうと。やはり、子供たちの活躍の場をできるだけ多くしたいという指導者の気持ちも、私はわかります。そういう中で、やはり先ほど言いました有形力を使ったような叱咤激励では、あってはならないというふうに思っているわけでございますので、やはり指導の仕方というか、その辺を十分留意して日々の指導に当たっていただければなというふうなことで、そのことも校長会等で校長にお話ししているところであります。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） なぜ、そちらのほうに話しを持っていったかといいますと、先日、
2月25日の河北新報等に「長井の中学校で体罰」という記事がありました。こうい

った新聞なんですけれども。ちょっと読ませていただきます。「長井市教育委員会は24日、長井南中の男子バレーボール顧問の30代の男性教員が、昨年末の部活動中に1年生男子部員の顔をたたき、左耳の鼓膜が損傷するけがをさせていたと発表しました。生徒に口止めをしていたこともわかりました。市教委によると、昨年12月29日正午ごろ、学校体育館での練習中、かけ声が小さいなどの理由で1年生男子の2人のほほを平手でそれぞれ1度ずつたたいた。1人が鼓膜損傷のけがを負い、昨年まで通院していた。治療を受けた。もう1人はけがはなかった。そこで……。」問題はここからです。「教員は、体罰発覚による処分を恐れて、2人を含む部員10人にボールが当たったことにしてくれと依頼。2月中旬、保護者会の指摘で校長が事情聴取を始めたところ、教員が体罰を認めた。」こういった記事がありました。

なので、やはり学校というのは閉鎖的な部分で、部活動も中学3年生は受験を控えてとても多感な時期でもあります。そんな中、部活も一生懸命やりたい、しかし先生から体罰を受けたことをどうしても言えないという中学生が多々あるんです。ですから、そのところをどうにか、この後にアンケートが出てきますけれども、そういったのでなるべく子供たちにそういった体罰によってがんじがらめにしない、のびのびとした部活動ができるような体制を望みたいのですが、そういったところをどのように教育委員会では指導していくのですか。伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり、教員間の連携といたらいいでしょうかね。よくいう「ほう、れん、そう」、報告、連絡、相談というふうな形でやっていただいているわけなんですけれども、隣の県のことについては新聞記事で私も読みましたけれども、まさにあってはならない、つまり隠蔽体質ですね。こういうことはあってはならないわけでございますので、やはり開かれた学校というふうになっておりますので、町内の学校はですね。そういう中で、先生方がお互いに情報を共有し合うというふうな体制づくりと。このことについても、校長会あるいは教頭会あるいはいろんな先生方の研修会等々で私のほうからも話しはしておりますけれども、やはり山形県でああいうふうなことがあったことは非常に残念なんです、やはり学校体制をどううまくやっていくかというのは校長の手腕でもあるわけですので、その辺、校長の力にも期待していきたいなというふうに思っていますし、と同時に、教育委員会からも風通しのよい校風をつくってほしいというふうな話をしていきたいなというふう

に思っているところであります。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） そのこのところ、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目ですが、小中学校の校長先生や教頭先生など教員を指導する立場にある先生が体罰を行った場合、教育委員会ではどのように指導するのですか。お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答えいたします。

校長、教頭というのは、管理職でございます。いくなれば、所属職員を指導監督するという立場でございますので、そういう立場の者が児童生徒に体罰を加えるなんていうことは、もう絶対あってはならないことでございます。そういうふうなことで、もしそういうことがございましたならば状況調査をしっかりとやりまして、正確な実態把握、これに努め、その内容に応じまして個人を呼び出すというふうなことで、嚴重注意あるいは注意を喚起するとか、あるいは事の重大さによっては任命権者であります宮城県教育委員会のほうに報告いたしまして懲戒処分、重大な事案であればそういうふうなものがございますので、懲戒処分の検討等も視野に入れた指導を行っていききたいと。もしあればのことです。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） なぜ、私がこのような質問をしたかといいますと、やはり新属職員を指導する立場の先生が、以前に体罰を行ったという経緯があったからです。それは、やはり卒業した生徒たちが、子供たちがとても心に強い傷を残し、卒業までもその傷を残し、その後非行や犯罪に走ったというケースも今までありました。そのため、なぜ校長先生や教頭先生などが体罰をした場合、許されるのですかという疑問が残ったからなんです。

私は、やはり校長先生であろうと教頭先生であろうと、体罰は決して許されることではないと感じております。今、校長会を月1回ぐらい行っていると聞いております。どのような話し合いをしているのか、また開かれた学校を望むならば、そこを傍聴させてはいかがかと思うのですが、傍聴はできるのかどうか。あと、どのような話し合いを月1回しているのか、そのこのところお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 校長会、教頭会を月1回、定例会というような形ですね。内容等については、学校運営等にかかわるもの、それから先ほど言ったような生徒指導上の問題、さまざまな問題について情報交換あるいは協議を行って、各学校とも町全体としてのあり方について理解を共有して、各学校に持ち帰ってそれでやっていくと、そういうふうなことでございます。

校長会、教頭会、これは決して秘密会でも何でもございませぬので、もし希望すれば幾らでもそれは構わないと私個人は思っておりますので、ぜひ参加してもらっても一向に構わないというふうには私は思っております。

そういうふうなことで、あと学校も開かれた学校というふうなことで、どの学校も自由に教育活動を見学することができる。ただ、断ってもらわないと困るわけです。不審者と間違えられますので、必ず学校側にこういうわけで子供たちの教育活動を見せていただきたいと。それは、誰も、どの学校も拒むものでございませぬので、普段に行って教育活動を見てもらえれば大変助かるし、教育委員会としてはそれを推奨しておりますので、ぜひ地域住民の方々にも日々の教育活動をよく見ていただければ大変ありがたい。それが、学校評価にもつながってくるというふうになると思いますので、ぜひお願いしたいなというふうには思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） よくわかりました。では、校長会のある日をお知らせしてもらい、ぜひ私もその校長会を傍聴させていただきますので、そのときはよろしく願いいたします。

4つ目は、2月に体罰によるアンケート調査を行いました。そのアンケートをもとに今後どのような対策を考えているのか伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） このことも、何で実態調査というふうなことが行われたかというところ、これは大阪であった自殺事案により、文科省も真剣に体罰防止というふうなことで、その実態把握というふうなことで行われているわけでございます。

今現在、3月8日、あさってまでの提出で、県教委には15日までに提出というふうになっておりますので、今現在調査中というふうなことでございます。

その調査から、実際に体罰があるとのアンケート結果が出れば、その内容をもう少し詳しく調査し精査しながら、どんな体罰の状況だったのか十分に把握した上で

関係機関、例えば県の教育委員会、あるいはひどい体罰となると暴行罪にもなりませんので警察、そういうふうな関係機関と協議しながら指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） このアンケートは、ひとつの体罰の防止の目安でしかありません。なぜなら、中学3年生は、仮に体罰があったとしても、受験を控え、保護者からも我慢しなさいというような声も多々聞かれるんです。やはり、このアンケートにも、私もアンケートは把握しました。このアンケートの中に、「校長先生がしっかり把握して、責任を持ってこのアンケートをします」という文言が書いてありました。ですが、この校長先生が隠蔽する可能性もあるのではないかと考えられます。

そのところから、どのように校長先生や教頭先生がそのようなアンケートに、ただのアンケートには過ぎないんですけれども、やはり受験生という子供たちは、保護者もそうなんですけれども、今のこういう時期にアンケートをよこされても、正直に書くといったら面倒くさくなるから、もう卒業なんだから我慢しなさいというのが、今まで数多くいじめの問題やら、この体罰のアンケートは初めてですけれども、いじめのアンケートはたくさん今まで出てきました。ですが、その対策はなかなかできない、ただアンケートで終わってしまうのでは、このアンケートする意味がないと思うんですね。ですから、そのような隠蔽する可能性があると考えますが、そのところはどのようにしているのか伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 隠蔽というふうなことです。滋賀県のいじめ問題で、学校あるいは教育委員会の隠蔽というようなことがいろいろニュース沙汰になって、社会問題になって今日に至っているわけですが、やっぱり隠蔽する体質があつてはならないと。先ほども言いましたように、やっぱり開かれた学校というふうに私は常日ごろ思っていますし、そのように校長たちにもお願いしていますので、やはり事の重大さを隠すと、あるいは保身のために隠す、これはとんでもないことではございまして、やっぱりその辺は校長たる者、難関を突破して校長になったわけではございまして、その辺は十分に認識しているのではないかなと私はそういうふうに捉えております。

やはり、アンケートの結果については、各学校の指導体制が新たに構築されるだ

ろういうふうに思いますし、ただ私は先生方がいろんな面で、これ体罰じゃないかとか何かで萎縮されるのがちょっと怖いなど。余りにも萎縮すると、本来の子供たちの健全育成を図る上で、もう何もできないと。それでは、教師たる存在価値がないというふうに思うんですね。だから、やはり教師としての理念とあるいは指導力をしっかり身につけて、有形力を用いない、子供に夢と希望を与えるような日々の授業あるいは教育活動を展開してもらえればなというふうに思います。萎縮されたんでは学校全体が沈滞しますので、だからやっぱり先生方にはそういうふうなことをお話しはしていきたいなというふうには思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） 子供たちのためを思うすばらしい答弁、ありがとうございます。

それでは、アンケートだけで終わらないようにしてほしいのですが、これからアンケートの結果が出たらどのように周知していくのですか。そのところお伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは、アンケートを当然18日までに県教委のほうに出しますので、県教委のほうで集約し、それをまとめて文科省に出します。文科省のほうでは公表するといっていますし、もちろん宮城県の教育委員会もその結果については公表したい方向と、今のところですよ。多分、公表するでしょう。そうなれば、当然町の教育委員会としてもその結果については、学校を通して各家庭のほうにお話しを申し上げるといふふうになるのではないかなというふうに今のところは考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） それでは、しっかりと責任を持って、アンケート調査が無駄にならないよう対応していただきたいと考えます。

最後に、義務教育の小中学校時代は、親子で成長していく大切な場ではないかと思えます。そこに、地域と学校と家庭が協力をし三者が一つとなり、児童生徒を体罰やいじめから守っていくことができるのではないかと考えます。子供は、生きる力を与えてくれます。感動、勇気、笑顔を届けてくれる救世主でもあります。しかし、この体罰問題は、学校という閉鎖的なところで起きています。先ほどおっしゃったように、教員である先生たちもこの教育と体罰に悩み苦しんでいることと思い

ます。教師は、子供たちと納得いく話し合いをすべきです。前向きな積み重ねが、いつの日か本人の成長の糧となるのを信じてほしいと思います。

また、そんな中、教職の心得を新聞で見ましたのでお話しさせていただきます。ここに……。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員、これは、質問は通告されていませんけれども……。

1 番（鈴木洋子君） はい。最後に、体罰のヒントになるかと思うのでお話しさせていただきます。

教育は、目先の結果に走り過ぎていると思いますので……。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員、質問でございますので、今のことについては控えさせていただきます。

1 番（鈴木洋子君） はい。教育は、目先の結果に走り過ぎていると思いますので、体罰は子供たちの心を閉ざし、やる気を失わせます。体罰のない教育を願い、私の質問を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木洋子議員の質問を終結いたします。

次に、5 番。佐藤正司議員、登壇。

〔5 番 佐 藤 正 司 君 登壇〕

5 番（佐藤正司君） 5 番、佐藤正司でございます。一般質問のしんがりということになります。私は、2 問について、通告に基づき町長の見解をお伺いしたいと思います。

では、通告 1 問の沿岸部景観再生について。津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の復興に当たり、災害復旧における津波被害を軽減する防災機能を高める上でも、公益的機能がある保安林等の整備と、町のシンボルである鳥の海湾及び周辺地域の環境を早期に復旧する必要があります。そこで、鳥の海湾防災緑地整備及び防潮林整備のビジョン素案についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

昨日の佐藤アヤ議員の質問でもお答えいたしましたが、津波の減衰や漂流物等を捕捉する機能を有する緑地を整備するため、鳥の海湾防災緑地整備事業につきましては復興庁と協議を行い継続審議となっておりますが、本事業は背後集落の安全を確保するため必要な事業でありますので、平成25年度で復興交付金の一括効果促進事業を活用し基本計画の策定を行い、盛り土等の整備実施に向けては引き続き復興

庁と協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、防潮林の整備関係といたしましては、荒浜地区にあった5丁目の町有林、面積を申し上げます。町有林については1.15ヘクタール。及び、わたり温泉鳥の海東側の、これは県有林でございますけれども、2.18ヘクタールの復旧については、今後の土地利用計画を含め、現在県等と調整を行っておるところでございます。

背後地への津波被害拡大防止のための人口丘である防災緑地整備については、震災廃棄物の再生骨材を盛り土材として活用することを検討しており、平成25年度の単独事業で調査設計費、及び造成工事費を計上して実施してまいります。

次に、吉田東部地区にあった防潮林については、海側、太平洋側から3つに分かれております。まず、海側からは県有林ということで、この面積が30.83ヘクタール。次が、町有林でございます52.69ヘクタール。そして、国有林が17.82ヘクタールで、総面積101.34ヘクタールで、この亘理町の海岸には県有林が南北に走って、町有林が走って、国有林という3つの帯状になっておるところでございます。

現在、林野庁が工事主体で県有林側、すなわち太平洋側から盛り土工事中であり、今後は工事区間をふやして進めていく予定と聞いております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

- 5 番（佐藤正司君） 今現在、いろいろと整備をされているというお話しでございました。そこで、亘理町には環境基本条例がございます。「私たちの住む亘理町は、豊かな自然環境に恵まれており、田園風景や鳥の海を初めとするすばらしい環境を引きついでいくことは、後世に対する私たちの責務です。」というふうな前段がございます。そのほかに、亘理町復興計画の中の復興・復旧に向けての主な課題として、「町のシンボルでもある鳥の海湾並びに周辺地域の環境を早期に整備する必要があります。」と。「津波により流出した保安林等の早期整備が必要です。」というふうな課題等が掲げられております。

これに対する施策の方針といたしましては、荒浜地区、吉田東部地区については、「緑地公園やスポーツ公園を整備します。」「きれいな鳥の海湾内の復元を図り、海洋性生物の観察、採取、食する体験ができる機会を図ります。」「公益的機能がある保安林の整備を行い、緑地保全や鳴り砂の杜を整備します。」というふうなことが、それぞれ環境基本条例さらには復興計画に掲載されているところでございます。

そのほかに、住民参加プロジェクトというふうなことで、わたりグリーンベルトプロジェクトマスタープランを町に提出したということが、9月12日の河北新報に記載されておりました。それによりますと、「おらほの森ゾーン」というふうなことで、広葉樹を中心に数十万本単位での植樹、自転車、カヌーなどが楽しめる水路、展望台などを設けて自然散策の場にする。かさ上げ道路の法面には、約4キロにわたってヤマザクラを植え、花見の名所化を目指す。大畑浜、吉田浜の全長4.5キロメートルエリアに植樹を行うというふうな提言がされております。その際に、町長談話というふうなことも載っております。「時間がかかると思うが、皆さんの思いをしっかりと受けとめて進めていきたい。実現に前向きな姿勢を見せた。」というふうなことでございます。

これらの亘理町基本条例の理念、さらには住民参加型のわたりグリーンベルトプロジェクトマスタープラン、震災復興計画にこれから土地利用も含めて検討するというふうなことでございますが、これに反映させた復興整備ビジョンを策定して、震災前よりももっと魅力ある新生亘理を作成して、未来に引き継いでいくことが責務と考えますが、町長、その辺のお考えをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの2問目の質問でございますけれども、今申された内容のとおりでございます。亘理町の基本条例あるいは環境条例、さらにはグリーンベルトの関係についてもご案内のとおり5回ほどの会議を開催されまして、私のほうにこういう方法で吉田東部について整備をお願いしたいということで、現在、町当局のほうでも、当局というか役場の中で、復興会議の中でもいろいろと議論を重ねておるわけでございます。

特に、荒浜地区については、先日来お話ししておるとおり、プロポーザル方式ということで3月末までに業者を決定し、さらには早い時期にこのプロポーザルの提案型によりますところの内容について、できるだけ早く決めたいと考えておるわけでございます。

吉田地区につきましても、やはり土地の利用、特に広大なパイロット事業があのよう状態になったということから、できれば防潮林そのものについては今回の震災で全部流出したということで、さらに防潮林そのものについて若干ふやしたいと考えておるわけでございます。これらについては、やはり一番西側が国の土地でござ

ざいますので、その辺の利用土の関係もいろいろと林野庁等々と協議しながら計画を作成してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） そこで、植林時の苗木が不足というふうな、これは県森林整備課のほうで県適正樹木調査というようなのが発表されております。針葉樹は塩害に強いですが、松くい虫によって枯れる被害が出たら、枯ればそれだけ防災機能が落ちると。県では、いち早く防災林を復旧しようと広葉樹の利用も検討することにした。県内で育てた針葉樹の苗では、復旧に必要な本数が足りないためだというふうなことが記載されております。

その中で、先ほどちょっと住民参加プロジェクトで、クロマツ等の苗木4万本、ポットづくりを行ったというのも記載されておりましたが、この活動を小中学生児童も含めた総合学習の一環としての取り組みをして、大きくなったときに私たちも復興に携わったというふうな、後で見える形での取り組みなんかも私はいいのかなというふうに思っているんですけども、そういうふうな苗木不足というふうなことがいわれる中で、そういう対応はいかがかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、防潮林そのものについてはクロマツあるいは雑木、いろいろこの粘り強い防潮林にいたしたいという考え方を持っております。

そこで、今現在この祝田の交差点の部分の植木屋さん、ちょっとど忘れいたしましたけれども、10万本の苗木を仮植していると、仮植というか種をまいてやっておるということでございます。

さらには、現在提案ありました小学校の児童によるその苗の育て方と同時に、小学校だけでなく保育園あたりにもお声がけして、これらについても教育長さんと学校当局との関係、それらの苗木の問題、そして圃場の場所の設定などもやはり具体的にどの場所、1カ所だけでなく、そういう方法も検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） その辺、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、これはまた別の角度のほうでございますけれども、貞山運河再生復興ビ

ジョン、県は東日本大震災からの復興の象徴として、被災沿岸部のうち仙台藩藩祖伊達政宗が開いた貞山運河を中心に計43キロにわたって桜などの植樹に乗り出す方針を決めた。4年間で約5億円を見込むというふうなことでございます。これは、石巻から岩沼までの河川、運河を整備するというふうなことでございます。

この河川といえば、貞山運河といえば、舟運がかかわってくるというふうに思います。荒浜港に積み荷した御城米を江戸に運ぶために、松島湾の寒風沢まで小舟で運搬した運河であるというふうなことであります。貞山運河再生復興ビジョンと大いに亘理町も関係があるというふうなことでございますし、観光面でもはらこ飯の里というふうなことで、県に亘理町参加の働きをかけながら整備するというのはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、この貞山運河につきましては、国のほう、そして県といろいろ調整しながら、沿岸市町村での整備計画をなされておること、十分承知しております。

この阿武隈川の左岸から石巻までの43キロ、今申されたとおりでございます。それが、桜の里になるというような考えでございますけれども、ご案内のとおりこの貞山運河そのものをつくる場合について、伊達政宗公が現場に行った際に、亘理の酒を使ってつくって献食させたのが、今のはらこ飯の発祥ということもいわれておるわけでございます。そういう中で、やはり実質は亘理町側には入らないんですけれども、阿武隈川の左岸と右岸という形でございますので、これらの内容については県当局とやっぱり協議しなければ、亘理町も果たして入っているのかどうか、その辺は十分協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 震災から3年を迎える今年ということになります。平成25年を復興計画の中で、第1段階の復旧期の最後の年に位置づけられておまして、被災者の生活再建に向けて具体的な前進を目に見える形で示せるかが問われている1年ということになります。そういうことから、早期取り組みをされますよう申し述べまして、2問目に入ります。

次に、第2問。復興再生における支所の位置づけでございます。被災地の復興再生の重要な役割として、住民サービス維持と地域の利便性のよりよいサービスを提

供する上で、再開される支所は今後どのような位置づけになるのか、以下のことについて伺います。

まず、第1点の再開支所のあり方と地域交流拠点としてどうお考えなのか、町長にお尋ねをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、東日本大震災によりまして荒浜支所、吉田支所そのものについては利用ができないということから、現在改修工事に入っておるわけでございます。再開については、7月をめどに考えておるところでございます。

いわゆる、今までの「支所」という名前につきましては、これまで一般的に本町におきましての役場の支所という役割に加えまして、社会教育施設としての公民館、さらには農村創作活動や勤労者青少年のための施設として、複合的かつ多面的な役割を持ち合わせた施設と捉えておるわけでございます。そのような中で、全く被災前のおりのサービスを行うか、あるいは拡大縮小するのか、さらには新たな公共施設として再開するのかなどの考え方があると思います。

現在、今後の地域にとって必要なサービス、施設の設置目的が何であるかということに主眼を置きながら、これからのあり方について職員配置数も含めながら、荒浜、吉田両支所のみならず逢隈支所も含めた中で、支所在職経験職員や窓口業務経験職員等をメンバーといたしましてプロジェクトチームを立ち上げ、現在検討させております。

現段階で申し上げます方向性といましては、住民票などの証明書発行業務とコミュニティー形成、そして地域交流、地域まちづくりに資する業務を行う方向で検討しており、「支所」という名称変更も視野に入れながら、地域が地域のために利用できる地域のための施設として再開すべきとの考えが出てきているところであります。

そのようなことから、今後は支所の再開に向けまして、先ほど申し上げましたプロジェクトチーム等で検討し、方向性が固まり次第、地域の方々とも協議してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） そこで、今回の震災では支所は避難所さらには支援物資の配布、災害関連情報の伝達基地として重要な役割等々を担ってきたところであります。さら

には、地域コミュニティの再生、そして震災には不可欠な拠点施設というふうなことの位置づけもあるわけでございます。再開する場合には、災害時の自助共助さらには地域支え合い活動推進、町民による復興を地域とともに進む上でも支所は重要な位置づけというふうに考えますが、町長さんも例えば行革で少なくするとかということじゃなくて、その辺重要な位置づけというふうなことの考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについて、職員の配置についてあるいは考え方については7月までかかりますけれども、その前に4月の人事異動等、退職者がおりますのでその辺の絡みもございますけれども、これらの人事配置については現状維持というような考え方で進めてまいりたいと。

そして、2問目とのかかわりもございますけれども、それらのまちづくり協議会との関連もございますので、現在のところ職員数そのものについては何名とかと言いかねる状況にあるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） よりよい方向づけをつけていただいて、再開していただきたいというふうに思います。

それでは、第2点目のまちづくり協議会とのかかわりについてでございますが、今現在まちづくり協議会は町民と地域協働のまちづくりを推進するに当たり、地域の課題解決やコミュニティの充実強化を図るために、まちづくり協議会の支援を行うというふうなことで、まちづくり協議会支援事業委託料を支払っております。

平成23年度では、調べたところによりますと2,939万4,000円、平成24年度では4,950万5,000円、平成25年度では4,880万7,000円の委託料になっております。そのうち、平成24年度について申し述べますと、亘理町まちづくり協議会は1,056万9,000円、荒浜地区は1,015万4,000円、吉田西部地区につきましては950万6,000円、吉田東部地区につきましては889万6,000円、逢隈地区につきましては1,038万1,000円というふうなことになっておるかと思っております。そこで、世帯数で計算しますと、高いところでは1世帯当たり14万円、低いところでは2,000円のばらつきがあります。この辺の考えは、まずどういうふうに考えているのかお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） この予算につきましては、まずもって基本的には2分の1以上が人件費というふうなことになってございます。それから、事業につきましては各まちづくり協議会のほうに部会等がございまして、そちらのほうでその各事業を検討して、その積み上げで町のほうに申請をしていただくというふうな内容になっております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 内容的には、わかりました。

それで、今後この協議会の支援事業委託料につきましては、3年間の時限立法じゃなかったかなというふうに思います。新生亘理まちづくり協議会事業、さらには緊急雇用創出事業、それにおいて職員の臨時人件費が充てられているというふうなことでございます。平成25年度までで、例えば協議会の支援事業の委託料が切れた場合、地域協働のまちづくりの推進をどう考えるのかということでございますが、東松島市の場合は協働のまちづくり推進策として、地域づくりや生涯学習拠点である公民館を発展させ、地域まちづくり拠点機能をあわせ持つ地域の総合拠点とするために、平成19年から公民館に市民センターの併設を行っております。

亘理町協働まちづくり行動計画が示されております。その中には、第5章ですね。「地域拠点施設の整備、〇〇地区まちづくり協議会が設立された場合」、仮称というふうにこの場合はなっていますけれども、「その活動拠点となる施設の整備が必要となります。協議会を設立している市町村では、公民館や農業施設、体育館施設などを指定管理者として協議会に委託し、センター長や事務長など地域で雇用したスタッフをもって管理運営を行っております。活動内容については、地域の実情に沿ったまちづくり事業に加え、今まで公民館で実施していた社会教育、生涯学習事業も町から協議会へ委託され実施しています。地域による地域のための施設へと移行することで、地域の活性化が図られることとなります。」という協働まちづくりの行動計画の中にこのように示されております。この辺との考え方は、どういうふうに考えておられるでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） このまちづくり協議会そのものについては、震災以前に設置された団体、震災後設立された協議会等々があるわけでございます。亘理町内に、ご案内の5カ所の協議会があるわけでございますけれども、本当に町としては震災に当た

りましていろいろ協力を賜り、現在もいろいろな協議会の中で事業を展開していただいていること、本当に各協議会の会長さんをはじめ、各会の方々に本当に敬意と感謝を申し上げておるところでございます。

そういう中で、第1点目の補助事業の関係でございますけれども、ご案内のとおり平成25年度で終了するわけでございますけれども、これは亘理町基本条例に基づく内容ということから、今後ともやはり支所、公民館とあわせてまちづくり協議会ということで、協議会なくしては地域のコミュニティーが成り立たないと思っておりますので、補助事業そのものについても単独の一般財源として確保しながら、各協議会に交付して活動を活発にし、そして協働のまちづくりのためにご支援を賜りたいと思っておりますので、各協議会の皆さんにおかれましてはいろいろの事業展開に感謝申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 補助の切れた後は単独での支援もして、まちづくりを進めていくというふうな答えでございますが、将来的には指定管理というような形でも進めていく考えがあるのかどうか。

というのは、ある程度事業費とか、先ほど4,000万円とかそれぞれかかっておるわけでございます。さらに、公民館事業が入ってくれば、もっと事業費が膨らんでくるというふうに思うわけでございます。そうした場合の財源として、ある程度委託料的な部分が生じてこないと、例えばみんなでまちづくりを進めるのだということで各町内、各地区から活動費みたいなのを徴収というのはなかなか難しいというふうに思うわけでございますので、その辺あたり、指定管理も含めた考えというのをどういうふうにお考えになっているのかどうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、この補助金そのものについては、委託料という考え方を考えております。そして、また協議会事務局とこの支所、公民館の職員との仕事そのものについては、協働の中で事務をするのが最も有効かなとも思っておりますし、そういう中でやはり主体的には地域のまちづくり協議会が、本来のあるべき姿ということで、地域の意向を踏まえながらその事業を展開するというところでございますので、その協議会協議会によつての事業の内容によりますけれども、委託料という形で推進してまいるといふことで、現在のところ町の職員と公民館の職員、支

所の職員、それらを含めて総合的に考えながら、委託料という形をとってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） その指定管理者に移行した場合の支援ということ、今後そういう問題も出てくるかなというふうに思うんですけども、東松島市の場合ですと市支援体制として市民協働課内にまちづくり支援班の設置をして、各地区支援専門職員の配置をしているというふうなことでございます。内容は、事務処理さらには事業運営、施設管理業務の支援等々を行っているというふうなことで、先ほど職員等についてはこれからこの辺も含めて検討していくというふうなお話しでございます。

要は、ある程度公民館業務的なものも含まれてくるというふうなことから、社会教育に関する十分な見識、経験さらには専門的な知識、技術を持って充てるようにするというようなのが、公民館の設置及び運営に関する基準でございます。その辺も含めて、運営のほうを考えていただければというふうなことでございます。その辺はいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、施設の管理運営、あと事業の展開、それらを含めてやはり機能が十分発揮できるような方向で、例えば先ほど議員さんから言われたように指定管理者制度、それらについてもやはり町のほうだけで一方的にやるのではなく、指定管理を受ける立場を考えながら、総合的に合意した場合についてはその指定管理者制度も導入できるということで、それにはやはり財政的な負担が協議会としても必要であるし、管理を受ける団体にそういう含みもございます。そういう中で、やはり協議をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 最後になりますけれども、復興再生の一翼を担うまちづくり協議会の活用を図りながら、町の憲法であります亘理町まちづくり基本条例、町民の参加と協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していただきたいことを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤正司議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時03分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鞠 子 幸 則

署 名 議 員 佐 藤 實